

委託事業実施要領における知的財産に関する手続の事務取扱

(知財合意書、権利化等方針の策定等について)

平成 28 年 9 月 1 日
農 林 水 産 省
農林水産技術会議事務局
(令和 7 年 3 月改正)

I. 趣旨

農林水産研究では、農林水産業・食品産業のビジネスモデルに対応した戦略的な知的財産マネジメントを推進する必要があります。そのため、研究成果の社会実装を見越し、研究の企画・立案段階から知的財産マネジメントの方針を描くとともに、当該方針の不断の見直しを行いつつ、適切な知的財産マネジメントを行っていく必要があります。

本事務取扱については、平成 28 年 2 月に策定した「農林水産研究における知的財産に関する方針（平成 28 年 2 月農林水産技術会議決定）（令和 4 年 12 月改訂）」に基づき、平成 28 年度の委託事業より取り組むこととされ、委託事業の実施要領に規定された知財合意書、知的財産の権利化等方針の策定等に係る手続等を記載したものです。

II. 適用の範囲

農林水産技術会議事務局（以下「技術会議事務局」という。）が実施する委託事業における実施要領の「知的財産の管理」に関する規定

例：委託プロジェクト研究における委託事業実施要領

III. 各手続の事務取扱

1. 知財合意書について

(1) 知財合意書の作成

委託事業に取り組むコンソーシアムは、研究開発の進捗管理を行う研究推進会議等において、本委託事業における知的財産に関する基本的な合意事項を検討し、コンソーシアムを構成する参加機関（研究開発の直接の構成員のほか、研究開発の一部の再委託及び共同研究をすることになった場合の再委託先及び共同研究先を含む。以下「構成員」という。）間における合意文書（以下「知財合意書」という。）を作成していただきます。

原則として、知財合意書の合意は全ての構成員間で行うものとしませんが、委託事業において設定した複数の研究課題に対して、コンソーシアム内に各研究課題に対応したチームを構成して研究開発に

取り組む場合は、チームごとの事情を考慮すべきケースも考えられることから、全構成員間で合意する事項以外にチームごとに合意する事項を設けていただいても構いません。

受託者が単独機関である場合は知財合意書の作成は不要です。また、コンソーシアムの規約その他の取決めの中で知的財産の取扱いについて規定することは妨げません。

なお、データの取扱いについてもコンソーシアム内で合意いただきデータ合意書を作成いただく必要があるところ、データ合意書は、知財合意書の中に研究開発データに関する条項を加える形式としても構いません。

(2) 知財合意書において想定される項目等

知財合意書の具体的な内容については、研究分野、研究開発のステージ、参加機関の構成、研究成果の商品化・事業化に向けた戦略等に応じて個々に検討されるべきものですが、知財合意書に盛り込むことが想定される項目及び内容について、必要に応じて「別紙」を参考にしてください。

また、項目や規定する内容については、研究期間中、必要に応じて見直し等を行ってください。

(3) 知財合意書の報告

委託事業に取り組むコンソーシアムは、知財合意書を、契約期間内に技術会議事務局に提出してください。なお、コンソーシアムの規約その他の取決めの中で知的財産の取扱いについて規定した場合は当該資料を提出してください。

知財合意書は委託事業の初年度に作成し、次年度以降、内容の見直しを行った場合には、速やかに技術会議事務局へ報告してください。

2. 知的財産の権利化等方針について

(1) 権利化等方針の作成

受託者は、研究推進会議等において、委託事業において得られる研究成果の知的財産としての取扱い（権利化、秘匿化、公表等による公知化、標準化といった取扱い）や知的財産としての活用（誰に、どのように実施許諾（通常実施許諾や独占的通常実施許諾等）し実用化を目指すか等）に係る方針（以下「権利化等方針」という。）を、委託事業実施要領に規定される別紙様式に基づき作成してください。

(2) 権利化等方針の策定における留意事項

権利化等方針の策定にあたり、以下のことに留意して知的財産マネジメントに取り組んでください。

- ① 見込まれる研究成果のうち、民間企業等による商品化・事業化を通じて産業利用が期待される技術・品種については権利化すること、それ以外の技術等については権利化すること及び権利化せずに論文発表等により公知化することを視野に入れること
- ② 産業界等において共通化を図るべき技術については、標準化を視野に入れること

- ③ 上記の取組に当たり、技術移転先の民間企業等において研究成果の利用に係る優位性を確保する観点及び国内外における模倣を防止する観点から、研究成果の一部として非公開とすべき情報が含まれる場合は、当該情報を公開せず秘匿化すること
- ④ 研究機関は、研究成果の外国における実施あるいは許諾の見込みの有無や外国で研究成果が自由に利用されることを防止する必要性の有無について検討し、該当する場合は、当該国において研究成果を権利化することを視野に入れること

なお、権利化等方針の策定にあたり、例えば、国外での知的財産権の実施、第三者への専用実施権等の設定等など特徴的な事項が予め想定される場合などは、当該内容に応じた規定を知財合意書に盛り込むなど、必要に応じて知財合意書の見直しも行ってください。

(3) 権利化等方針の提出

権利化等方針は、毎年度策定し、契約期間内に技術会議事務局へ提出してください。提出していただく権利化等方針は、運営委員を含めたコンソーシアム関係者全体で確認したものにしてください。また、契約期間内に研究推進会議等において権利化等方針を改訂した場合は、その都度、速やかに技術会議事務局へ提出してください。

3. 知的財産マネジメントの実施体制

(1) 研究推進会議等について

「知財合意書」及び「権利化等方針」の策定・検討等は実施要領において、研究推進会議等（会議の名称や形式等にかかわらず、知的財産マネジメントについて構成員が検討することを含む場をいい、研究推進会議や運営委員会のほか、様々な形態での検討の場合も含む。以下同じ。）において行うこととしていますが、本策定・検討等に関しては、研究推進会議等の構成を常時固定する必要はなく、審議する案件毎に変更することも可能です（例えば、研究開発における個々の成果について出願による権利化の是非等を審議する場合、発明者等が属する構成員及び必要最小限のメンバーで行うこと。）。

また、より小さい単位の下部委員会（例えば知財委員会）を設置して、研究開発における個々の成果について審議することも考えられます。下部委員会を設置する場合においては、当該下部委員会は研究推進会議等が決定した全体方針に従うことや、下部委員会での審議内容を研究推進会議に報告すること等を定めることにより、研究開発の目的に沿った形で、知的財産マネジメントが実施されるよう担保することが重要です。

知的財産の取扱いの検討に当たっては、業務の効率化や権利化のための出願の遅延防止の観点から、持ち回りやウェブ会議等による簡易な方法により研究推進会議等を開催することを妨げません。

なお、いずれの開催方法であっても、審議決定方法を予め合意しておくとともに、どのようにして知的財産の取扱いの検討が行われたか、後で確認できるよう、議事録（日時、開催方法、参加者一覧、議題、結果等）を作成して下さい。必要に応じて、技術会議事務局より提出を求める場合があります。

(2) 知的財産マネジメントに関して知見を有する者の参画

研究推進会議等において知的財産の管理に取り組む際は、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（弁理士、弁護士、民間企業・大学 TL0 の知的財産マネジメントの実務経験者等。以下、「知財の知見を有する専門家」といいます。）の参画が必要です。ここでいう「知財の知見を有する専門家」は、コンソーシアムが複数の構成員による組織体の場合、各構成員間の利害を調整しつつ、コンソーシアム全体の利益を考える者であることが望ましいことになるため、いずれの構成員とも利害関係のない中立公平な第三者であるべきということになります。このような観点から、国が、各構成員と利害関係のない者を「知財の知見を有する者」として選出したうえ参画させるものであっても良いものとします（知財担当の運営委員として参画させる場合も含む。）。なお、コンソーシアム側で「知財の知見を有する者」を自主的に選出していただいても構いませんが、その場合、代表機関は、その者がコンソーシアム全体の利益を踏まえた知的財産マネジメントを実践するよう、適正に監督していただくことになります。

受託者は、「知財の知見を有する専門家」から、知財合意書及び権利化等方針の策定を含む、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾等に関して助言を得ながら、知的財産マネジメントに取り組んで下さい。

（参考）データの取扱いについて

委託事業の実施要領においては、データの取扱いに関しては特に定められていませんが、委託事業においては、プロジェクトごとにデータマネジメントに係る基本方針に従ってデータマネジメントを行うこととなり、データマネジメントプランやデータマネジメント実績報告書を作成し提出することとされています。そのため、本事務取扱においてもデータの取扱いに関して委託事業で行うべきことを概説します。

（１）データマネジメントプランの作成

受託事業に取り組む受託者は、技術会議事務局が当該委託事業における研究開発データの取扱いに関して定めたデータマネジメントに係る基本方針に基づき、研究開発データの保存・管理・公開についてデータマネジメントプランを作成し（様式は応募時のものと同じで構いません。）、委託契約書の締結までに技術会議事務局へ提出してください。応募時から内容に変更がなければ、応募時に作成したものを再度提出することも可とします。

受託者がコンソーシアムである場合は、データマネジメントプランの作成の前提として、コンソーシアムの構成員間でデータの取扱いについて合意してください。

コンソーシアムの構成員間でのデータの取扱いについてのデータ合意書及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成29年12月）を参考にしてください。データ合意書は、知財合意書の中に研究開発データに関する条項を加える形式としても構いません。

委託契約書の締結後は、当該データマネジメントプランに従って、研究開発データの保存・管理・公開を行ってください。また、契約期間内に研究推進会議等においてデータマネジメントプランを改

訂した場合は、その都度、速やかにデータマネジメントプランを技術会議事務局へ提出してください。

(2) データマネジメントプラン実績報告

委託事業に取り組むコンソーシアムは、毎年度、委託事業実施要領に規定される別紙様式に基づきデータマネジメントプラン実績報告書を作成し、農林水産省が指定する時期までに技術会議事務局へ提出してください。

(3) 農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドラインへの準拠

受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」に準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくこと（データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が当該ガイドラインの内容に沿っていること）が必要であり、その内容について、実績報告の際に委託事業実施要領に規定される別紙様式に基づきA I・データ契約ガイドライン準拠チェックリストを提出してください。

4. 研究ライセンスの取扱い

受託者は、知財合意書及び権利化等方針の検討に当たっては、研究成果に係る知的財産権の研究ライセンスについて、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）※1を踏まえて検討してください。

また、研究成果に係るリサーチツール特許の使用については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）※2に基づき対応してください。

※1 大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針

【目的】

政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく大学等（我が国における大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、公立の試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人）の知的財産権について、他の大学等が非営利目的の研究において使用する場合の基本的な考え方を示すことにより、大学等の研究における知的財産権の使用の円滑化を図る。

【基本的な考え方】

- ① 研究ライセンスの供与
大学等の間では、非営利目的の研究に当たり、各々が所有する知的財産権の使用を認める。
- ② 研究ライセンスの対価
対価は、原則ロイヤリティ・フリー又は合理的なロイヤリティとする。
- ③ 研究ライセンスの遵守と管理
供与を受けた大学等は、研究者が研究ライセンスの範囲や条件を遵守するよう管理に努める。
- ④ 簡便で迅速な手続
研究ライセンスが、簡便で迅速な手続により行われるよう努める。
- ⑤ 研究者との認識共有
研究ライセンスに関するポリシー策定に当たっての周知や研究者の意志の確認により、研究者との認識共有を進める。
- ⑥ 有体物の提供
大学等間では円滑な有体物の提供に努める。

【詳細情報】

http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf

----- ※2 ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針 -----

【目的】

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許（ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許であり、実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法等）について、大学等や民間企業が研究において使用する場合の基本的な考え方を示すことにより、その使用の円滑化を図る。

【基本的な考え方】

- ① ライセンスの供与
研究段階での使用に対し非排他的にライセンス供与を行う。
- ② ライセンスの対価及び条件
対価は合理的な対価とする。特に、大学等間でのライセンスの供与は無償とすることが望ましい。
- ③ 簡便で迅速な手続
ライセンスが、簡便で迅速な手続により行われるよう努める。
- ④ 有体物の提供
有体物の所有者は、合理的な条件と簡便で迅速な手続による有体物の提供に努める。

【詳細情報】

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>

知財合意書に盛り込むことが想定される項目と補足等

知財合意書については、研究分野、研究開発のステージ、参加機関の構成、研究成果の商品化・事業化に向けた戦略等に応じて個々に検討されるべきものですので、各項目の必要性や規定内容について、各コンソーシアム内で検討の上、策定してください。また、研究の進捗に応じて、必要な見直しを適宜行ってください。

①目的：

知財合意書を策定する目的を定めるための項目。

例えば、知的財産の取扱いを予め合意しておくことにより、委託事業の円滑な遂行や研究成果の効率的な活用等につなげることを目的とすることなどが考えられる。

②定義：

知財合意書において使用する用語の定義を定めるための項目。

知的財産関係の用語（「発明等」、「知的財産権」、知的財産権の「実施」等）の定義や必要に応じて知財合意書本文で使用する用語（「構成員」、「研究開発責任者」、「研究開発従事者」「権利化等方針」等）の定義を定めることが考えられる。その際、「構成員」などはその構成を明らかにすること（構成員が多い場合は、別紙としても良い。）。

③知的財産マネジメントの推進体制：

委託事業において知的財産の取扱い適切に行うための体制について定めるための項目。

知的財産の取扱いについて審議決定する体制としては、委託事業実施要領に基づき設置される研究推進会議において審議決定する体制のほか、より小さい単位で構成する下部委員会（例えば知財委員会）を設置し審議決定する体制が考えられる。いずれにしろ、審議決定を行う体制を規定するとともに、必要に応じて別途運営規則を設ける等により知的財産に関する審議内容、議決方法、構成員等についても規定する必要がある。

研究推進会議等の議決方法等を定めるに当たっては、研究成果の出願や論文・学会等による発表の時期に支障が生じないよう、成果が得られた後速やかに開催することや、審議する内容に応じて簡素な方法（テレビ会議等直接の面談によらない方法、文書持ち回りによる方法等）で開催することも考えられることから必要に応じて規定を設ける。

研究成果の権利化、秘匿化等の審議にあたっては、発明者等の所属機関の意向にも配慮しつつ、研究開発の目的に沿いかつ最大限事業化に結びつけられるよう運用することに留意する。

④秘密保持：

委託事業における秘密の漏洩防止や技術情報の流出防止の観点から構成員等の守秘義務を定めるための項目。

例えば、以下の点について規定することが考えられる。

- ・構成員は委託事業に関して、他の構成員（その構成員の研究開発従事者を含む。）から開示され、かつ開示の際に秘密である旨を明示された技術上の一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、当該構成員及び当該他の構成員以外の第三者に対して開示又は漏洩を禁止すること。また、開示を受けた構成員は、当該情報を当該委託事業の実施以外の目的で使用してはならないこと。

ただし、以下のような開示できる場合の規定を併せて設けることも必要

- ・開示を受ける際、既に公知となっていたもの
- ・開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの
- ・開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの
- ・開示を受けた後、正当な権利を有する第三者により秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの
- ・開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの

また、構成員に所属する研究開発従事者に対して研究開発従事者でなくなった後も含めて上記と同様の守秘義務を課すことについて規定すること、本知財合意書に定めるもののほか、秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置を研究推進会議等において決定することなどを定めることが考えられる。

その他、必要に応じて、構成員と雇用関係にない者（学生等）が委託事業に参画する場合、当該者に守秘義務を課すこと等について規定することも考えられる。

⑤研究成果の第三者への開示の事前承認：

委託事業により得られた研究成果について、論文、学会、プレスリリース、メディア取材等による公表や構成員以外の第三者（他のコンソーシアムや知的財産の知見を有する者等）に対する開示等について、研究推進会議等の事前承認を要することを定める項目。

研究成果の開示により、研究の推進や研究成果の商品化・事業化に支障を来す恐れがないか、権利化等方針と齟齬がないか等、戦略的な見地から研究推進会議等で検討し承認することを想定している。

なお、研究成果には特許権等の対象となる発明等の成果のほか、実験データ等技術情報として有益な情報も含む。

ここでは、研究推進会議等の承認を前提としているが、業務の効率化の観点から、必要に応じて、研究開発責任者の承認とすることも考えられる。また、事前承認を要する公表の内容や成果の範囲等を定めることも考えられる。

⑥権利化等方針の決定：

委託事業実施要領に基づき、権利化等方針を研究推進会議等において決定することを定めるための項目。

研究推進会議等において毎年度、策定することや委託事業の進捗状況等に応じて必要な見直しを行うことなどを定めることが考えられる。

⑦発明等の成果の届出及び権利化等の決定手続：

委託事業の実施により発明等をなした場合や権利化等を行う場合の手続を定めるための項目。

委託事業の実施により発明等をなした場合は、その内容を研究推進会議等に報告することを定めることが考えられる。

また、研究推進会議等は予め作成した権利化等方針を踏まえ、当該発明等について、権利化や秘匿の可否等について審議し、決定することについて定めることが考えられる。

⑧出願による権利化：

出願による権利化について、留意することや予め合意すべきことを定めるための項目。

出願による権利化にあたり留意する点として、例えば、海外での商品化・事業化による利益の最大化や海外への知的財産の流出防止のため、海外においても実施又は実施許諾が見込まれるものであれば、権利化が必要と判断される国・地域の権利化について研究推進会議等において検討することを定めることが考えられる。

出願による権利化について予め合意すべきことについて、例えば、出願等に要する費用を負担する者を定めることなどが考えられる。

また、海外への出願については費用負担が大きく、特に大学や中小企業等がその費用を負担できないために、優れた研究成果が海外で権利化できないこととならないように、委託費から出願費用等を負担することを一定の範囲で認めることを定めることなども考えられる（この場合は予め研究計画書等に計上しておく必要がある。）。

⑨研究開発の実施により得られた知的財産権の帰属：

委託事業の実施により得られた知的財産権（以下「フォアグラウンド IP」という。）の帰属について、職務発明規定等に基づき構成員に帰属させることや、発明等の所属する構成員が二以上にわたる場合の持分の決定方法、フォアグラウンド IP の維持管理に係る手続及び当該維持管理に要する費用等の負担割合等について定めるための項目。

その他、例えば効率的・効果的な実施許諾の観点からフォアグラウンド IP を技術研究組合等の第三者へ譲渡することが望ましいと当初から想定される場合は、フォアグラウンド IP の一部又は全部を当該第三者へ譲渡することを定めることが考えられる。

また、委託事業において再委託を行い、発明者等が属する研究参加機関が再委託先であるとき、フォアグラウンド IP を再委託先に譲渡するか、研究推進会議等の決定により譲渡先を決定するか等を定めることが考えられる。

⑩共有するフォアグラウンド IP の取扱い：

構成員間で共有するフォアグラウンド IP について、研究成果が得られた段階で実施について交渉が難航することがないように予め合意事項を定めておくための項目。

共有するフォアグラウンド IP の取扱いについては、例えば、以下のいずれかの内容を規定することが考えられる。

- ・共有者のうち自ら製品を製造せず、フォアグラウンド IP を実用化・事業化しない機関（以下「不実施機関」という。）は、商品化・事業化する共有者がフォアグラウンド IP を商業的に実施している期間中において、当該共有者に対して有償での実施を求めることができること。
- ・共有者による実施が独占的である場合は、不実施機関は実施に対する対価を請求できるが、非独占的な実施に対しては対価を請求できない形にすること。
- ・共有するフォアグラウンド IP の自己実施については無償とすること。
- ・不実施機関が対価等を請求しない条件として出願等の費用を実施機関が負担すること。
- ・実施に対する対価の請求について完全に当事者間の合意にゆだねる形にすること。

その他、構成員が他の構成員と共有するフォアグラウンド IP を自ら商品化・事業化しない場合、当該他の構成員から第三者への実施許諾に対する同意を求められたときは、協力するよう努める努力義務を定める必要があると考えられる。

⑪知的財産権の実施許諾：

委託事業の実施や事業化をする上で必要となる、他の構成員や第三者の知的財産権（フォアグラウンド IP 及びバックグラウンド IP（当該委託事業の開始前から保有していた知的財産権及び当該委託事業の開始後に当該委託事業の実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。以下同じ）のいずれも含む。）の実施許諾が円滑に行われるために定める項目。

例えば、以下のような内容を定めることが考えられる。

- ・委託事業の実施期間中における、構成員が保有する知的財産権の他の構成員による実施について（例えば、自由かつ無償で実施できることを基本とする、構成員間で合意が得られている場合には有償とする等。）。
- ・研究成果の事業化に際しての知的財産権の実施について、構成員がフォアグラウンド IP を実施して研究成果を事業化するために、他の構成員が保有する知的財産権（バックグラウンド IP を含む。）の実施許諾が必要な場合の取扱い（例えば、他の構成員自身の事業活動に支障が生じない範囲で、実施許諾に協力すること等。）。
- ・実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、研究成果の事業化に支障を及ぼす恐れがある場合の取扱い（例えば、研究推進会議等において調整すること等。）。

上記はフォアグラウンド IP とバックグラウンド IP をまとめて「知的財産権」としているが、それぞれを別々に規定して実施許諾の条件等を異なるものにすることも可能である。

また、バックグラウンド IP については、既に他者への独占的实施権を許諾済み等で実施許諾が制限されているものを列挙する方法、逆に実施許諾の対象となるバックグラウンド IP を列挙する方法等も考えられる。

その他、上記の規定を踏まえ、構成員が保有するノウハウを他の構成員に対して開示することを義務づけるものではないことを確認的に定めることや、構成員に対するフォアグラウンド IP の実施許諾の条件が、構成員以外の第三者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件となるよう定めることも考えられる。

なお、委託事業の実施又は研究成果の事業化にあたり、構成員以外の第三者の知的財産権を実施する場合には、当該第三者から実施許諾を得る必要があることに留意しなければならない。

⑫フォアグラウンド IP の移転先への義務の承継：

フォアグラウンド IP が構成員以外の第三者に移転された場合において、当該フォアグラウンド IP について課されている義務が承継されることを担保するために定める項目。

例えば、フォアグラウンド IP を構成員以外の第三者に移転することにより、構成員が当該フォアグラウンド IP の実施許諾を受けられなくなることをないようにするため、移転先に対して上記「⑪知的財産権の実施許諾」の条件を付することが重要であり、その他、「⑧出願による権利化」から「⑫フォアグラウンド IP の移転先への義務の承継」までの条件を付すことも考えられる。

なお、以上の義務に加えて、当該第三者が合併・分割・買収等の組織再編がされた場合には、その旨の報告を課すことも考えられる。

⑬委託事業の体制変更（構成員の新規参加や脱退等）の取扱い：

構成員が脱退した場合においても、委託事業の実施や事業化に支障が生じないように、脱退者には引き続き守秘義務や他の構成員に対する実施許諾等の義務を負うことを定めたり、新たに参加する構成員に対して知財合意書に同意することの義務を課すことを定めるための項目。

その他、脱退に際して脱退者が当該委託事業において有していた実施権を失うことを定めることも考えられる。

⑭委託契約書の遵守：

知的財産に関しては、コンソーシアム内の構成員間で合意する本知財合意書における取扱いの他、農林水産省とコンソーシアム間で締結する委託契約書に定める知的財産の報告や申請等が必要であるため、構成員は当該委託契約書に定める知的財産に関する取扱いに係る契約事項を遵守することを定める項目。

⑮協議：

知財合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき等において、解決を図るための手続を定めるための項目。

例えば、研究推進会議等において審議、決定することを定めることが考えられる。

⑯合意書の改訂：

知財合意書の改訂が必要となった場合の手続について定めるための項目。

例えば、研究推進会議等において、全ての構成員の同意を得れば改訂を行うことができることを定めるなどが考えられる。

⑰助言：

委託事業実施要領に規定されている、研究推進会議等において知的財産マネジメントを行う際に同知見を有する者の助言を得ることについて定めるための項目。

知的財産の知見を有する者とは、弁理士、弁護士、民間企業・大学 TL0 における知的財産マネジメントの実務経験者等である（以下、「知財の知見を有する専門家」という。）。

知的財産の知見を有する専門家が構成員以外の者である場合には、職業上の守秘義務がある者でなければ、守秘義務を課すべきこととなる。

また、「知財の知見を有する専門家」からは可能な限り広く助言を求めるべきであるが、助言の範囲を予め確認しておく意味で、助言を得る範囲を定めておいても良い。

民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学 TL0、構成員の知的財産部局や技術移転部局等である。

なお、知的財産の知見を有する者が構成員以外の者である場合には、研究推進会議等は当該知的財産の知見を有する者に守秘義務を課して委託事業の成果を開示することが考えられる。

また、知的財産の知見を有する者から助言を得る範囲を定めることも考えられる（例えば、知財合意書の策定における助言、④の秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置の決定、⑤の第三者への開示の事前承認、⑥の権利化等方針の決定、⑦の権利化や秘匿の可否等について審議、決定、⑨のフォアグラウンド IP の帰属の決定、⑩の実施許諾が難航した場合の調整、⑮の審議、決定、⑯の改訂等）。

⑮有効期間及び残存条項：

知財合意書の有効期間及び当該期間経過後においても有効とする規定を指定することについて定めるための項目。

研究成果の事業化までを見据えて各規定の有効期間を定める必要がある。例えば、「④秘密保持」については、秘匿すべきことを明示した期間中について有効とする規定を設けたり、「⑧出願による権利化」から「⑫フォアグラウンド IP 移転先への義務の承継」までの規定について、研究期間を超える有効期間を改めて規定することが考えられる。

その他、規定することが考えられる項目

○研究開発データに関する条項：

委託者が定めたデータ方針に従い、各構成員間における研究開発データの取扱いについての合意内容を定めるための項目。

各構成員間における研究開発データの取扱いについては、データ合意書で合意することとされているが、データ合意書は、知財合意書の中に研究開発データに関する条項を加える形式としても差し支えない。知財合意書において定める条項には、対象となるデータの定義、研究開発データのマネジメント体制、プロジェクトで取得または収集した研究開発データの第三者への開示、研究開発データの管理、研究開発データの利用許諾等が考えられる。

○サブライセンス権（再実施権）付き通常実施権の許諾：

サブライセンス権付きの通常実施権を許諾することを定めるための項目。

例えば、各構成員が保有するフォアグラウンド IP について、コンソーシアムの代表機関（他に公的機関や技術研究組合も考えられる）に一括してサブライセンス権付きの通常実施権を許諾することが考えられる。研究成果を構成員以外の第三者に対しても広く実施許諾することが合意されている場合、コンソーシアムの代表機関に対してサブライセンス権付きの通常実施権を許諾しておくことで、代表機関が実施許諾に関する業務を一括して行うことが可能となる。これにより、第三者にとっては、実施許諾を求める相手が一カ所となるメリットがあり、構成員にとっては、自らが実施許諾先を探す手間が省けるメリットがある。なお、第三者への実施許諾により得られた実施料の配分等については、構成員との協議により定めることが望ましい。

○紛争の解決：

知財合意書に関して構成員間で紛争が生じた場合の対処について定める項目。

以下のいずれかを例として定めることが考えられる。

- ・知財合意書に関して紛争が生じた場合の裁判管轄を予め定めておくこと（例えば、民事訴訟法第6条により定められる〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。）。
- ・知財合意書に関する紛争について、日本知的財産仲裁センターの仲裁手続規則に従って、仲裁により解決を図ること。
- ・知財合意書に関する紛争について、当事者間の協議の上、解決を図ることを基本に、当事者間で解決されない場合には、日本知的財産仲裁センターにおける調停手続に基づく調停を利用すること。